

介護予防・日常生活支援総合事業

デイサービスセンター ル・ソレイユ

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

目次

1. 事業の目的と運営方針	2
2. 事業所の内容	2
3. サービスの内容	3
4. 利用料金	3
5. サービス利用に当たっての留意事項	4
6. 非常災害対策	5
7. 緊急時の対応	5
8. 事故発生時の対応	5
9. 守秘義務に関する対策	5
10. 身体拘束の禁止	5
11. 苦情相談窓口	5
12. 損害賠償について	6
13. 第三者による評価の実施状況	6

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

- (1) 事業所の名称 デイサービスセンター ル・ソレイユ
指定番号 3 8 7 0 6 0 0 8 5 9
所在地 愛媛県西条市丹原町今井4 5 7 番地 1
管理者氏名 施設長 宮田 和代子
電話番号 0 8 9 8 - 7 6 - 2 1 1 1
FAX 番号 0 8 9 8 - 7 6 - 2 2 1 1
サービスを提供する地域 西条市

(2) 事業所の職員体制

	職務内容	常勤（名）	非常勤（名）	合計（名）
管理者	業務の一元的な管理	1	—	1
生活相談員	生活相談及び指導	1	1	2
看護職員 (※機能訓練指導員を兼務)	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理、機能訓練指導	1 ※		1
介護職員	介護業務	4	3	7

(3) 設備の概要

食堂

利用者の全員が使用出来る十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

機能訓練室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 営業日及び営業時間帯等

営業日	定員	営業時間帯	サービス提供時間
月～金曜日(*注1)	30名	8:30～17:30	9:30～16:40 (*注2)

(*注1)ただし、12月30日～1月3日までを除きます。

(*注2)ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合は、この限りではありません。

3. サービスの内容

- ① 運動機能向上
- ② 口腔機能向上訓練
- ③ 栄養改善相談及び指導
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ アクティビティ

* 送迎・入浴サービス利用については、ご相談下さい。

4. 利用料金

別紙料金表により、介護保険の給付対象となるサービスについては、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担）をお支払い下さい。また、介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所へご一報下さい。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ③職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④お弁当など食物の持込みは、管理や衛生面及びこれに関わる事故（食中毒等）につきまして、責任を負いかねますので、ご遠慮下さい。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回職員の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービスの提供時に容態の変化があった場合、その他必要な場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

9. 個人情報の取扱いについて

利用者、及び家族の個人情報につきましては、次の事項に従い必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集させていただきます。

(1) 個人情報の利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 個人情報の利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合（施設広報紙において氏名、写真の掲載等を含む）
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の場合

10. 守秘義務に関する対策

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。又、職員が退職した後も、正等な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び

時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

＊サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。また苦情受付ボックスを1Fに設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。なお、受け付けた苦情は、別途定める「苦情解決規程」に基づき対応いたします。

当事業所お客様相談・苦情担当責任者	施設長 宮田 和代子
生活相談員	高橋 泉・中野 愛実
ご利用時間	月～金曜日 8時30分～17時30分
電話	0898-76-2111

＊公的機関においても次の機関において苦情申し出ができます。

西条市長寿介護課	西条市明屋敷164番地 0897-56-5151 月～金（祝日・12/29～1/3 除く）8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101番地1 089-968-8700 月～金（祝日・12/29～1/3 除く）8:30～17:15
愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町3丁目8-15 089-921-8344 月～金（祝日・12/29～1/3 除く）8:30～17:15

13. 損害賠償について

事業所は、サービスの提供に伴って故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日
			評価機関名称
			結果の開示
	1	あり	2 なし
	②	なし	

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。なお、加算については条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

事業者

デイサービスセンター ル・ソレイユ

説明者職名

氏名

㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業について重要事項説明を受け同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることに同意しました。

【利用者】

住所

氏名

㊞

【代理人】

住所

氏名

㊞

（続柄）